

生産者のみなさんへ

農作物には**登録農薬**を使用し、その**使用基準**を守らなければなりません!

ラベルを
よく読む

飛散
防止

正しく
記帳

違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。(農薬取締法第47条)

- 1 農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う。**
(適用作物、適用病害虫、希釈倍率、使用量、使用方法、使用時期、成分の総使用回数を必ず確認)
- 2 農薬の飛散防止を徹底する。**
(周辺の農作物、住宅、風向きや風量に注意)
- 3 農薬の使用状況を正確に記帳する。**
(使用日時、農薬の名称、使用量、天候、その他気づいたこと等)

～詳しくは、栃木県GAP規範で確認してください～

栃 木 県

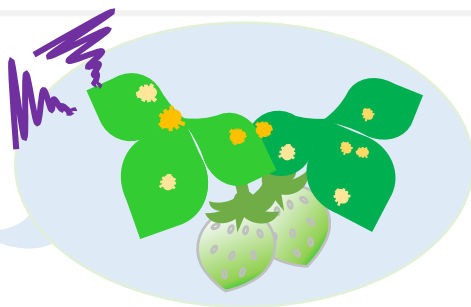


ラベルをよく確認して使用しないと、 不適正使用が起こる可能性も…

Aさんの場合

収穫まであと少しなのに
ハダニが大発生！

このままじゃ、
出荷できなくなるぞ…



作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)
いちご	ハダニ	1000



すぐに農薬を散布しなくちゃ！

作物名「いちご」、
適用病害虫「ハダニ」…と。
1000倍希釈で散布すればいいな。

農薬が効いてハダニが
いなくなった！
これで出荷できるぞ～。



出荷されたイチゴで、農薬の
残留基準値の超過がありました!!



残留基準超過の原因は、
「使用時期（収穫前日数）」
を守らなかったことでした。

いちご（当該作物）の欄は、
全て確認しましょう。

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

殺虫剤
× × × 乳剤

成分 ●●● 40%
性状 淡黄褐色可乳化油状液体

作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)	使用時期	本剤の 使用回数	●●●を 含む農薬の 総使用回数	使用 方法
いちご	ハダニ	1000	収穫 75日前まで	3回	3回	散布

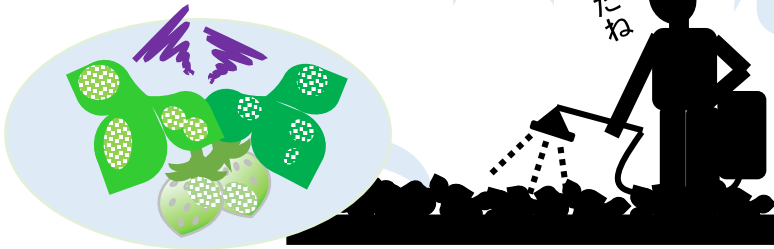
最終有効年月「西暦下2桁」 24. 10

Bさんの場合

今年はどうんこ病が多いなあ…
また農薬を散布しておこう。

ぱいゆこれぬ

適用作物「いちご」、
適用病害虫「うどんこ病」、
希釈倍率と使用時期もOK！



殺菌剤			
A B C			
成分 性状			
作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)	使用時期
いちご	うどんこ病	600	収穫 3日前まで



Bさんの生産履歴を確認したところ、
農薬の不適正使用が見つかりました。



**農薬の不適正使用の内容は、
「使用回数」を守らなかった
ことでした。**

- ・農薬は、その有効成分によって使用回数が定められています。
- ・使用回数は商品名だけでなく、有効成分名で数えましょう。

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

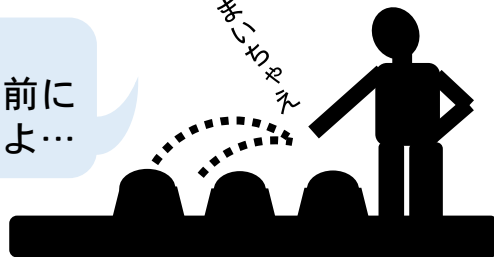
殺菌剤						
A B C 水和剤						
成分 △△△ 15% ■■■ 60%						
性状 類白色水和性粉末45μm以下						
作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)	使用時期	本剤の 使用回数	△△△を 含む農薬の 総使用回数	■■■を 含む農薬の 総使用回数
いちご	うどんこ病	600	収穫 3日前まで	3回	3回	5回
最終有効年月「西暦下2桁」 24. 10						

Cさんの場合

しまった～。
土に農薬を混ぜる前に
畝立てしちゃったよ…

ホコホコ

表面散布でもいいか。



※正しい使用方法是
「全面土壌混和」



出荷されたイチゴで、農薬の
残留基準値の超過がありました!!

**残留基準超過の原因は、
「使用方法」を守らなかった
ことでした。**

農薬は勝手な解釈で使用せず、
定められた使用方法をしっかり
守りましょう。

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

殺虫剤						
〇 〇 〇 粒剤						
成分 ▲▲▲ 20%						
性状 類白色細粒						
作物名	適用病害虫	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	▲▲▲を 含む農薬の 総使用回数	使用方法
いちご	センチュウ類	15kg/10a	定植前	1回	1回	全面 土壌混和
最終有効年月「西暦下2桁」 23. 12						

農薬は適正に使用しましょう!!

農薬使用の基本

- 農作物には、**登録農薬**を使用。

人が栽培している植物の総称
(樹木や家庭菜園の作物等も含まれる)

- 農薬容器の**ラベル内容** (使用基準、注意事項)を確認して使用。

**ラベルを
しっかり
確認!!**

農林水産省登録第〇〇〇〇〇号

殺菌剤

A B C 水和剤

成分 △△△ 15% ■■■ 60%

性状 類白色水和性粉末45 μ m以下

作物名	適用病害虫	希釈倍率 (倍)	使用時期	本剤の 使用回数	△△△を 含む農薬の 総使用回数	■■■を 含む農薬の 総使用回数	使用 方法
トマト	灰色かび病	600~800	収穫 前日まで	3回	3回	5回	散布
いちご	うどんこ病	600	収穫 3日前まで	3回	3回	5回	

最終有効年月「西暦下2桁」 24. 10

- 適用作物
- 適用病害虫
- 希釈倍率
又は使用量
- 使用時期
- 使用回数
- 使用方法
- 有効期限...等

安全・安心な農作物栽培のために

農薬等の残留基準を超えた食品は販売できません!!

- 残留基準値が設定されている → 各々設定されている基準値
- 残留基準値が設定されていない → 一律基準値 (0.01ppm)

※安全・安心な農作物の栽培、出荷や販売のために、農薬を使うときは次のことに注意しましょう。

- ☑ 自分が栽培する農作物に対し、**使用基準**を守る。
- ☑ 近隣の農作物に対し、**農薬の飛散防止の対策**をする。

農薬の適正使用に関するお問い合わせは

河内農業振興事務所	TEL 028-626-3070	上都賀農業振興事務所	TEL 0289-65-6125
芳賀農業振興事務所	TEL 0285-82-3074	下都賀農業振興事務所	TEL 0282-24-1101
塩谷南那須農業振興事務所	TEL 0287-43-2318	那須農業振興事務所	TEL 0287-22-2826
安足農業振興事務所	TEL 0283-23-1431		
農業環境指導センター	TEL 028-626-3086	農政部経営技術課	TEL 028-623-2286